

# 平成31年度/令和元年度

## 1 審理案件の状況

### (1) 措置要求

事案番号	要求内容	審査回数	審査経過		完結年月日	完結形態
令和2年(措)第1号	人事評価による勤勉手当額について、恣意的に評価を下げられた事実があれば正しい金額に是正して欲しい。基本給についても3年間据え置かれたままである。職員それぞれの勤務状態や成績を考慮して公平な判断による賞与の支給と障害を配慮した上での公正な評価をして欲しい。	2回	要求年月日	R2.1.22	R2.3.26	棄却

### (2) 不利益処分審査請求

事件番号	要求内容	審査回数	審査経過		完結年月日	完結形態
平成30年(不)第1号	懲戒免職処分の取消	22回	請求年月日	H30.5.21	R元.8.8	処分修正
令和2年(不)第1号	懲戒停職処分の取消	2回	請求年月日	R2.2.5	係属中	

### (3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償審査請求

0件

### (4) 職員の苦情の処理（苦情相談）

21件

## 2 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条第1項の規定により公平委員会に登録を申請することができる。この規定に基づく、令和2年3月31日現在での職員団体登録数は、22団体である。

職員団体が規約の改正、役員を選任・解任等を行ったときは、公平委員会に届け出ることが義務づけられている。

平成31年度/令和元年度に規約の改正及び役員を選任等で届け出た団体は、12団体であった。また、新規登録を届け出た団体は、1団体であった。

## 3 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第3項で、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することはできない旨規定されている。同条第4項では、その管理職員等の範囲を公平委員会で定めることと規定している。

当公平委員会では、これに基づき「管理職員等の範囲を定める規則」を制定している。

平成31年度/令和元年度は、関係団体からの報告により、4団体について規則を一部改正した。